

両立支援のための行動計画書

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和6年10月1日 ～ 令和9年9月30日

2 計画内容

目標1 : 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置を実施する。

【対策】

- ① 令和6年10月～ 働きながら不妊治療を受ける職員が不妊治療のための時間を確保できるようにするため、不妊治療のために利用することができるように年次有給休暇の時間単位付与制度、所定外労働の制限、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度、短時間勤務制度等の導入について検討する。
- ② 令和7年10月～ 上記制度のうち、導入可能なものについて導入する。
- ③ 令和8年10月～ 医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療への経済的支援策がとれないか検討する。

目標2 : 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を職員に周知する。

【対策】

- ① 令和6年10月～ 育児休業制度に関する相談窓口は、平岡園長及び平岡主幹であることを周知する。
- ② 令和6年10月～ 策定している「育児・介護休業等に関する規則」を全社員に周知する。
- ③ 令和6年10月～ 職員から本人または配偶者が妊娠・出産等したことの申し出があった場合、当該職員に対し育児休業に関する制度の周知および制度利用の意向確認を個別に実施する。

目標3 : 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度を実施する。

〔対策〕

- ① 令和6年10月～ 過去に再雇用され現在在籍している職員に対して、再雇用後の働き方についての希望等のヒアリングを行う。
- ② 令和7年10月～ 退職時の申し出方法等再雇用制度の規程化について検討する。
- ③ 令和8年10月～ 再雇用制度を規程化し、実施する。

以上